

監査委員公表第2号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成29年9月25日

神奈川県内広域水道企業団

監査委員 川 副 英 二

同 平 岡 陽 一

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 平成28年度に行った事務事業
- 3 監査の範囲
 - 総務部 総務課、経営計画課、財務課、契約検査課
 - 技術部 浄水課、施設課、水運用センター、
西長沢浄水場、相模原浄水場、伊勢原浄水場、
綾瀬浄水場、飯泉取水管理事務所、社家取水管理事務所、
広域水質管理センター
- 4 監査の期間 平成29年5月19日から平成29年9月6日まで
- 5 監査の重点項目
 - 予算の執行状況、各種帳簿・証拠書類の整理保存、違法・不当・不経済な支出、契約事務、財産の取得・管理及び処分の状況、改良工事・維持工事・業務委託等施設管理業務の状況、事務処理の効率化、事業運営が社会情勢に照らし適切になされているかに重点をおき監査を実施した。
- 6 監査の結果
 - 監査の結果は、概ね良好であると認められたが、次の事項については、特に配慮が必要である。
工事材料の変更にあたっては適正な手続きを行われたい（西長沢浄水場）

件	名
工事材料の変更にあたっては適正な手続きを行われたい	
実 例 及 び 問 題 点	
<p>西長沢浄水場浄水池流入弁室歩廊改良工事では、点検歩廊の材質をSS400の溶融亜鉛メッキとして設計されていた。</p> <p>しかし、平成28年8月9日の打合せの際、請負人から材質をSUS304へ変更することを提案され、これに伴う手続きを行わないまま、製作図面や施工計画を承諾し、工事を完成させた。</p> <p>本工事における点検歩廊の材質変更は、主たる工事材料の変更にあたり、材質の特性や費用等の比較検討を行わず、適正な設計変更等の手続きも行わないまま工事目的物の引き渡しを受けることは、工事の実態を不透明なものとし、固定資産台帳記載内容の乖離が生じる等、大きな問題になり得る。</p> <p>主たる工事材料の変更にあたっては、適正な手続きを行ったうえで、工事を施工されたい。</p>	